

扶養親族等申告書は 期限までに提出してください

●年金受給者の皆さんへ

老齢や退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります（障害年金・遺族年金は課税されません）。年金にかかる所得税の計算は、年金受給者から提出された「扶養親族等申告書」を基に行いますので、各種控除を受けるためにはこの申告書を提出しなければなりません。対象となる受給者には、11月上旬までに日本年金機構から申告書のはがきが送られてきますので、必ず提出してください。

提出期限 12月2日(月)

対象者 65歳未満 年金額が108万円以上
65歳以上 年金額が158万円以上

※申告書の提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

※年金以外に所得がある人は確定申告が必要です。

国民年金保険料のご案内を 民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの人に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

■委託事業者 キャリアリンク株式会社

■問い合わせ先 ☎0120-925-997

※委託を受けた民間事業者には、守秘義務があり、情報の目的外使用や閲覧、漏えい、複製などを禁じるなど厳格な安全管理措置があります。

●「振り込み詐欺」などにご注意ください!

委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで支払っていただくように案内します。このため、銀行口座を指定してATMによる振り込みをお願いすることはありません。

委託事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの納付督促員証明書（身分証）を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの人に限り、保険料をお預かりすることが可能です。納付書をお持ちでない人から保険料をお預かりすることはありません。

問い合わせ先 熊本西年金事務所 国民年金課
☎096(355)3261



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」が発行されます

●年末調整・確定申告まで大切に保管してください!

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明」（はがき）が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または、領収証書）を添付してください。

11月上旬に送付の場合

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入したなど、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

「年金出張相談」は 予約が必要です

毎月第2火曜日に年金事務所からの出張相談会を行っています。ご希望の場合は、相談日前日までに市民課または各総合支所総務民生課へ基礎年金番号が分かる書類などをお持ちのうえ、必ず予約してください。電話での予約も受け付けます。

今後の日程

11月12日、12月10日、平成26年1月14日、2月18日（2月のみ「第3火曜日」）、3月11日

ところ 菊池市中央公民館

時間 午前10時～午後3時

11月は「ねんきん月間」です

●「一日年金出張相談所」を開設します

ゆめタウン光の森にて無料の出張相談が開催されます。年金に関する相談・質問など気軽にご利用ください。

とき 11月26日(火) 午前10時～午後3時

ところ ゆめタウン光の森 本館1階（イーストコート）

問い合わせ先 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

※事前予約はありません。

※個人記録に関する相談は、年金手帳などの年金番号が分かるもの、免許証などの身分証が必要です。

ポケットパークの足湯を一時休止し アンケートを実施します

ポケットパークの足湯について今後のあり方を考えるため、アンケートを実施します。

足湯を休止した状態を見ただき、皆さんのご意見をお聞かせください。

足湯の休止期間

11月25日(月)～12月8日(日)

アンケート実施期間

11月18日(月)～12月15日(日)

アンケート用紙設置場所 横町・切明ポケットパーク、市役所・各総合支所窓口。ホームページからもアンケートに回答することができます。

アドレス <http://www.city.kikuchi.kumamoto.jp/>

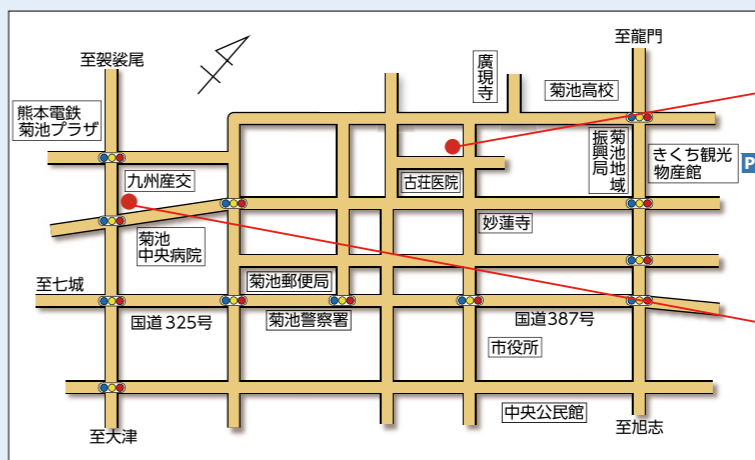
問い合わせ先

都市整備課都市整備係

☎0968 (25) 7242

✉toshiseibi@city.kikuchi.lg.jp

▼ポケットパーク位置図



横町ポケットパーク



切明ポケットパーク

「はいーこちら菊池市消費生活センターです!」(24)

問い合わせ先 菊池市消費生活センター ☎0968 (36) 9450
平日午前10時～正午、午後1時～午後4時 商工観光課入り口

高齢者の消費者被害

「狙われる高齢者」

消費生活センターにはたくさん相談が寄せられています。高齢者の消費者被害に関する相談が多数を占めています。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。また、高齢者は自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害に遭いやすいのも特徴です。

ほかにも、視覚や聴覚機能の衰えによる事故など、危害や危険に遭うことが多いという特徴もあるため、家庭内事故の割合が高くなっています。

【消費者被害の現状】

トラブルに遭わないために、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの情報を集めることはとても有効です。さまざまな商法の特徴

と高齢者に多いトラブルの事例や手口を紹介します。

- ①電話勧誘商法 その名の通り電話で商品の購入を勧誘する商法です。曖昧な返答を承諾と解釈するなど、悪質な手口もあります。
- ②家庭訪問 「無料で点検します」など、点検を装い訪問し、高額な契約を行う「点検商法」など、手口はたくさんあります。
- ③利殖商法 「未公開株」の取引を装った、「劇場型販売」など、もうけ話を持ちかけます。うまい話には罠があります。十分に気をつけましょう。

【被害を未然に防ぐために】

4月から、市内事業所を消費生活センターの職員が訪問しており、悪質業者に関する最新の情報や市内の現状をお伝えしています。出前講座や勉強会の案内も行っていきますので、ぜひご利用ください。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。消費生活センターでは、専門の相談員が常駐しています。相談は無料です。